

堺市監査委員公表第29号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

<p>監査の種類</p>	<p>公の施設の指定管理者監査 (堺市家原大池体育館、堺市みなと堺グリーンひろば)</p>	
<p>監査実施期間</p>	<p>令和4年11月1日 ~ 令和5年3月29日</p>	
<p>措置を講じた部局等</p>	<p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：スポーツタウン・堺パートナーズ</p>	
<p>指摘事項等</p>	<p>措置内容</p>	<p>所管部課等</p>
<p>3 事業報告書等について (1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書等に収支状況や利用料金の収入状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。</p> <p>ア 指定管理業務の収支状況の収入において、自主事業の収入など指定管理業務以外の収入を誤って計上していた。また、コインロッカーの利用料金を二重に計上していた。</p> <p>支出においても、人件費、備品購入費、事業費、維持管理費、本社経費等の多数の項目において計上誤りがあり、支出が過大に計上されていた。</p> <p>イ 利用料金の収入状況において、みなと堺グリーンひろばの未収額の件数と金額を誤って計上していた。</p>	<p>御指摘を受け、本来計上すべき項目に正しい表記にて計上し、また、令和4年3月利用分までの未収額の件数と金額に訂正し、令和5年2月7日に「令和3年度事業報告書」及び「四半期定期報告書」を市へ提出いたしました。</p> <p>また、市からの指導を受け、再発防止策として、次のとおり社内でのチェック体制を強化しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 館長・副館長の相互確認 ② 本社管理運営部門(統括マネージャー)による確認 ③ 本社開発部門の内容確認 ④ 本社管理運営部門長が最終確認 <p>御指摘を受け、駐車場管理</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>

<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 備品の管理について、以下のものがあった。</p> <p>ア 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼付しなければならないとされている。</p> <p>しかし、みなと堺グリーンひろばにおいて、貸与備品である自動体外式除細動器に、備品票が貼付されていなかった。</p> <p>イ 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼付しなければならないとされており、備品票を貼付することが適当でない場合は、備品を識別できる措置を講じなければならないとされている。</p> <p>しかし、みなと堺グリーンひろばにおいて、屋外に設置されている防球フェンスやピッチャ</p>	<p>に係る費用等の計上の有無及びみなと堺グリーンひろばの利用料金の未収額の件数と金額について確認の上、事業報告書を修正するよう指示し、令和5年2月7日付で、修正した事業報告書及び四半期報告書の提出を受けました。</p> <p>今後は、事業報告書に計上する項目、金額、件数等について複数人による確認を徹底すること及び代表団体本社によるチェック体制を確立するよう指導いたしました。</p> <p>御指摘を受け、令和4年12月24日に自動体外式除細動器に備品票貼付を確認いたしました。</p> <p>御指摘を受け、令和4年12月24日に備品票の貼付を行いました。</p> <p>御指摘を受け、みなと堺グリーンひろばの屋外備品82点について、今後は、毎年度末の備品の点検時に備品番号や劣化等の確認を行います。</p> <p>御指摘を受け、令和4年12月24日に備品票の貼付を行いました。貼付できないものについては、備品番号を直接</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p> <p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>
---	---	---

<p>ーネット等の備品 82 点について、備品番号が確認できない状態となっていた。</p>	<p>備品へ記載しました。</p> <p>また、備品点検の際には、備品票の貼付状況や直接記載された備品番号を確認し、劣化等が認められた場合は、速やかに市に報告するよう指導しました。</p>	
<p>ウ 家原大池体育館研修室の会議机 1 台について、令和 4 年 4 月 5 日に財務会計システム上で廃棄手続が完了していたが、同年 11 月 25 日に実施した実地調査において、備品票が貼付されたまま廃棄せずに置かれていた。</p>	<p>御指摘を受け、令和 5 年 2 月 13 日に廃棄を完了いたしました。</p> <p>今後、廃棄承認通知を受けた後は、速やかに廃棄専門業者に依頼し、適切に処分します。</p> <p>令和 4 年 4 月 11 日付で指定管理者へ廃棄承認通知後、廃棄がいつ行われたかまでの確認ができておりませんでした。御指摘を受け、速やかに廃棄するよう指示し、令和 5 年 2 月 13 日付で廃棄したことの報告を受けました。</p> <p>今後、廃棄決定後、速やかに備品廃棄日を確認し、定期会議等において備品が廃棄されたことの確認を徹底します。</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>
<p>5 利用料金について</p> <p>(1) 基本協定書において、利用料金は、指定管理者が事前に市の承認を得て定めることとされている。</p> <p>しかし、家原大池体育館の延長料金及びレクリエーション器具利用料金、みなと堺グリーンひろばの平日料金について、指定管理者</p>	<p>御指摘を受け、令和 5 年 2 月 15 日にすべての対象団体・個人への返金を完了いたしました。</p> <p>再発防止策として、「受付マニュアル」「オーパス取扱いマニュアル」に加え、今回作成</p>	<p>指定管理者</p>

<p>は、令和 2 年 4 月から令和 4 年 12 月まで市の承認を受けた利用料金とは異なる金額を徴収していた。</p>	<p>した「利用料金チェックフロー」を追加し業務にあたっております。また、従業員による日々の「利用料金チェックフロー」による確認に加え、週次での担当者による確認、月次での館長による確認、及び本社管理運営部門による確認も令和 5 年 1 月度（令和 4 年 12 月利用分）から開始しました。</p> <p>本件を受け、速やかに徴収誤りのあった方々へのお詫びと返金対応を指示し、令和 4 年 12 月 28 日付で、指定管理者に対し、市が承認した利用料金での徴収、業務管理体制の構築、社内モニタリング体制の改善指示を行いました。令和 5 年 1 月 20 日付で、改善の報告を受け、令和 5 年 1 月 24 日に改善内容について実地調査を行いました。その結果、更なる改善の余地があったため、業務改善報告書の再提出を指示し、令和 5 年 2 月 10 日付で再提出を受けました。</p> <p>今後、再発防止策として、年度当初及び料金提案時に、管理運営規則、料金表、施設リーフレット、ホームページ掲載内容等の整合確認を市及び指定管理者双方で確実にを行います。</p> <p>さらに、毎月の定期会議時に、管理運営状況の共有・確認に加え、適正に料金が徴収</p>	<p>スポーツ施設課</p>
---	--	----------------

	されているか報告を求め、必要に応じて現場で確認し、指導を徹底いたします。	
--	--------------------------------------	--